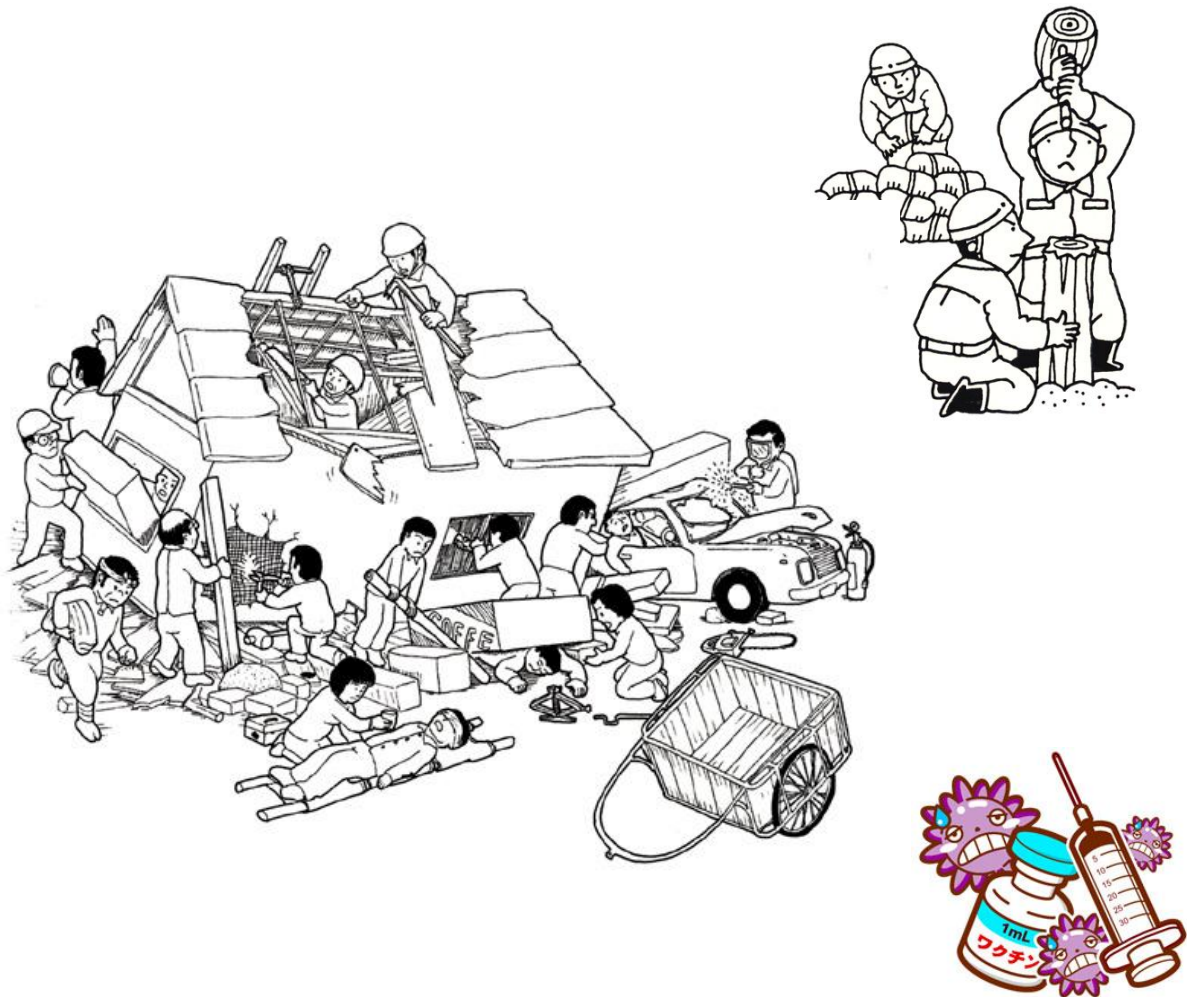


三木市消防団 業務継続計画



平成24年9月改訂

三木市消防団業務継続計画

はじめに

この計画は、大規模災害等が発生した場合における、消防団の業務継続や、組織として、また、消防団員ひとり一人がとるべき基本行動を示したものである。

目次

1	計画策定の目的	P	1
2	業務継続方針	P	1
3	優先して継続する業務	P	1
4	自然災害に伴う活動	P	2
(1)	参集フローチャート	P	2
(2)	震災時の活動フローチャート	P	3
(3)	地震発生時の隊の編成	P	4
(4)	消防団員の行動指針	P	5
(5)	震災時の心得、行動	P	6
(6)	倒壊家屋救出要領	P	11
(7)	水害時における河川水位と避難勧告等の判断基準	P	13
(8)	河川水位と避難行動等の関連図	P	14
5	感染症等に伴う活動	P	15
(1)	発生段階に応じた活動	P	15
(2)	兵庫県内における出動体制	P	16
(3)	感染症等の発生時の体制確保	P	16
(4)	団員の感染防止	P	18
(5)	教育・その他	P	20
6	参考事項（新型インフルエンザ対策から）	P	21

この計画は、「新型インフルエンザに伴う三木市消防団業務継続計画（平成21年4月27日策定）」並びに「三木市消防団震災対応マニュアル（平成23年3月1日策定）」を統合し、大規模災害発生時における「三木市消防団業務継続計画」として再編したものです。

平成24年9月5日

1 計画策定の目的

この計画は、三木市消防団（以下「消防団」という。）が優先して継続する業務等をあらかじめ定めておくことにより、大規模な地震・風水害等（以下「自然災害」という。）や新型インフルエンザなどのウイルス性・細菌性感染症、テロによる感染症等（以下「感染症等」という。）に伴う事態における必要な消防業務の遂行により、災害対応の維持を図ることを目的とする。

2 業務継続の方針

業務継続の基本方針は、災害出動は維持し、予防業務等については、状況に応じ縮小又は停止して、必要な人員を確保するものとする。

3 優先して継続する業務

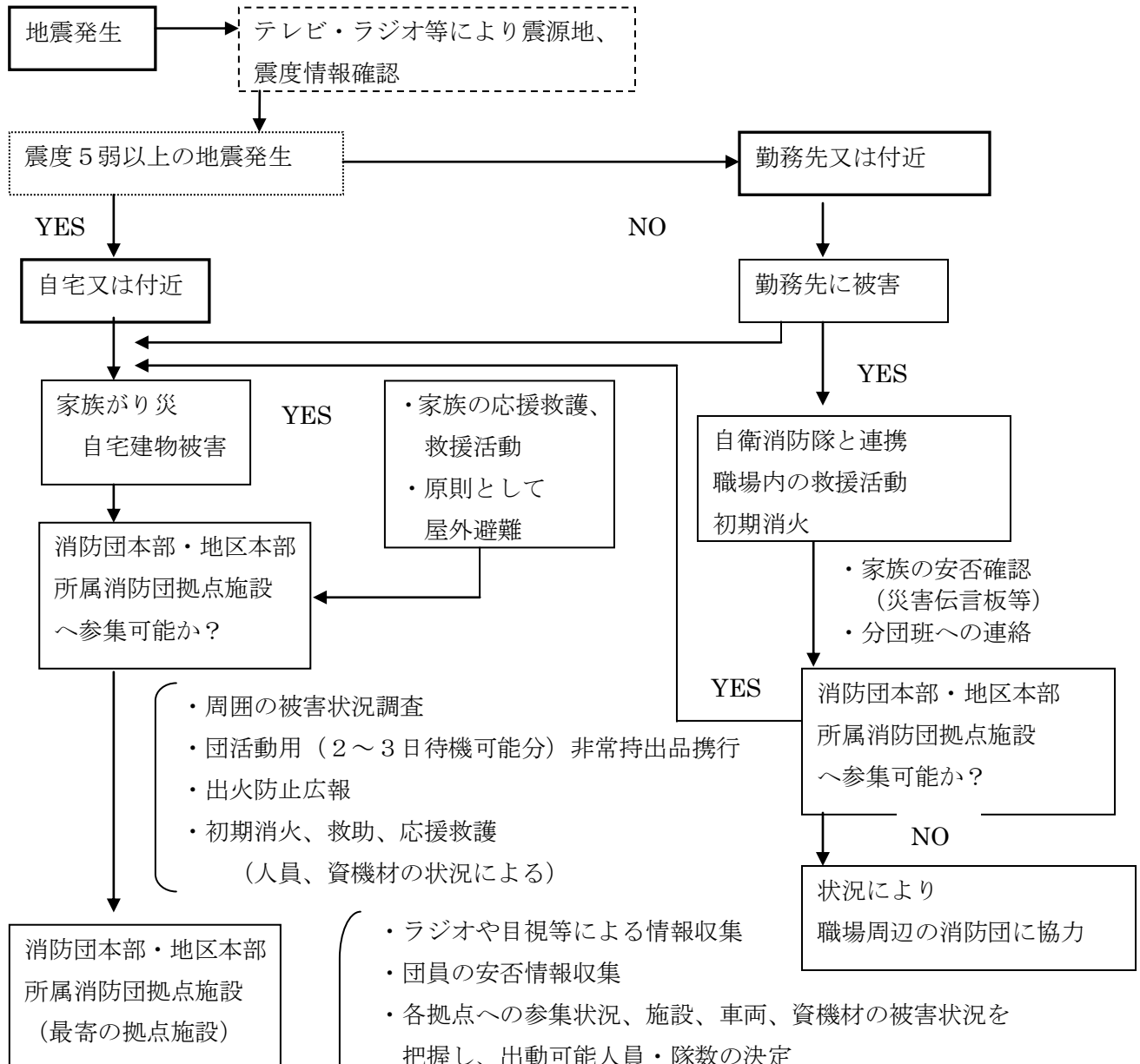
自然災害や感染症等の事態においても、優先して継続すべき業務について、次のとおり優先度を定める。

業 務	優先度
火災、水害、地震その他災害発生に関して行う消火、救助、災害防衛等の活動並びにこれらに伴う捜索活動	高い
武力攻撃事態等における国民の保護のための避難誘導等の活動	高い
放火火災における警戒活動	高い
行方不明者の捜索活動（行方不明発生2日以内）	高い
行方不明者の捜索活動（行方不明後3日以降）	低い
消防活動の訓練や器具点検、会合等	低い
管内水利調査や警防調査	低い
防火指導等の予防活動及び防災訓練や地域住民に対する協力、支援、啓発に関する活動	低い
各種届出書類の提出や団員相互の事務連絡業務	低い

4 自然災害に伴う活動

震度5弱以上の地震が発生した場合を想定し活動計画を次のとおり樹立する。また、その他の自然災害においても準用するものとする。

(1) 参集フローチャート

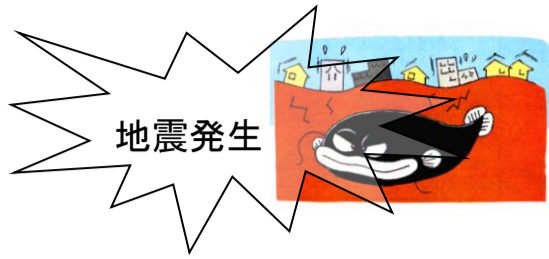


- ※ 情報のない地区程、被害が大きい
- ※ 態勢が整うまで待つ勇氣
- ※ 危機意識を常に持ち続け活動する

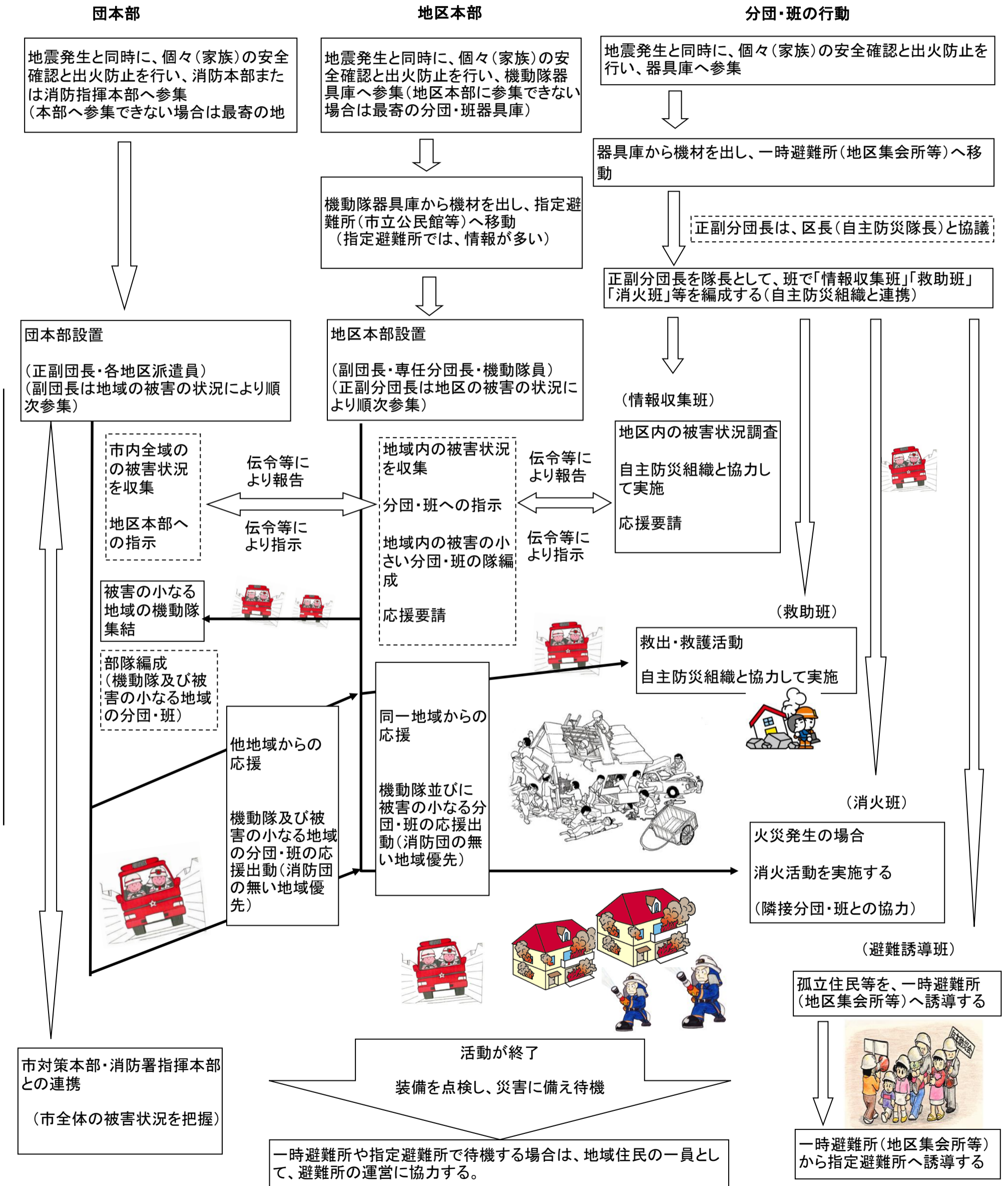
参集は、基本的には自主参集とするが、携帯電話等の通信手段が確保できている場合はこれらを有効に活用すること

- ・ラジオや目視等による情報収集
- ・団員の安否情報収集
- ・各拠点への参集状況、施設、車両、資機材の被害状況を把握し、出動可能人員・隊数の決定
- ・団本部への状況・現状報告
- ・役割分担、班編成し、特に記録班を設定し情報、指示、活動内容を逐次記録する。
- ・要員に余裕があれば被害状況調査及び要救助者検索のための情報班の出動
- ・態勢が整えば救助活動
- ・消防水利の被害調査と補水等による水利確保
- ・消防機関と調整を図り、中継支援等消火活動
- ・出火防止のための広報活動
- ・自主防災組織との連携（地域の救援活動）

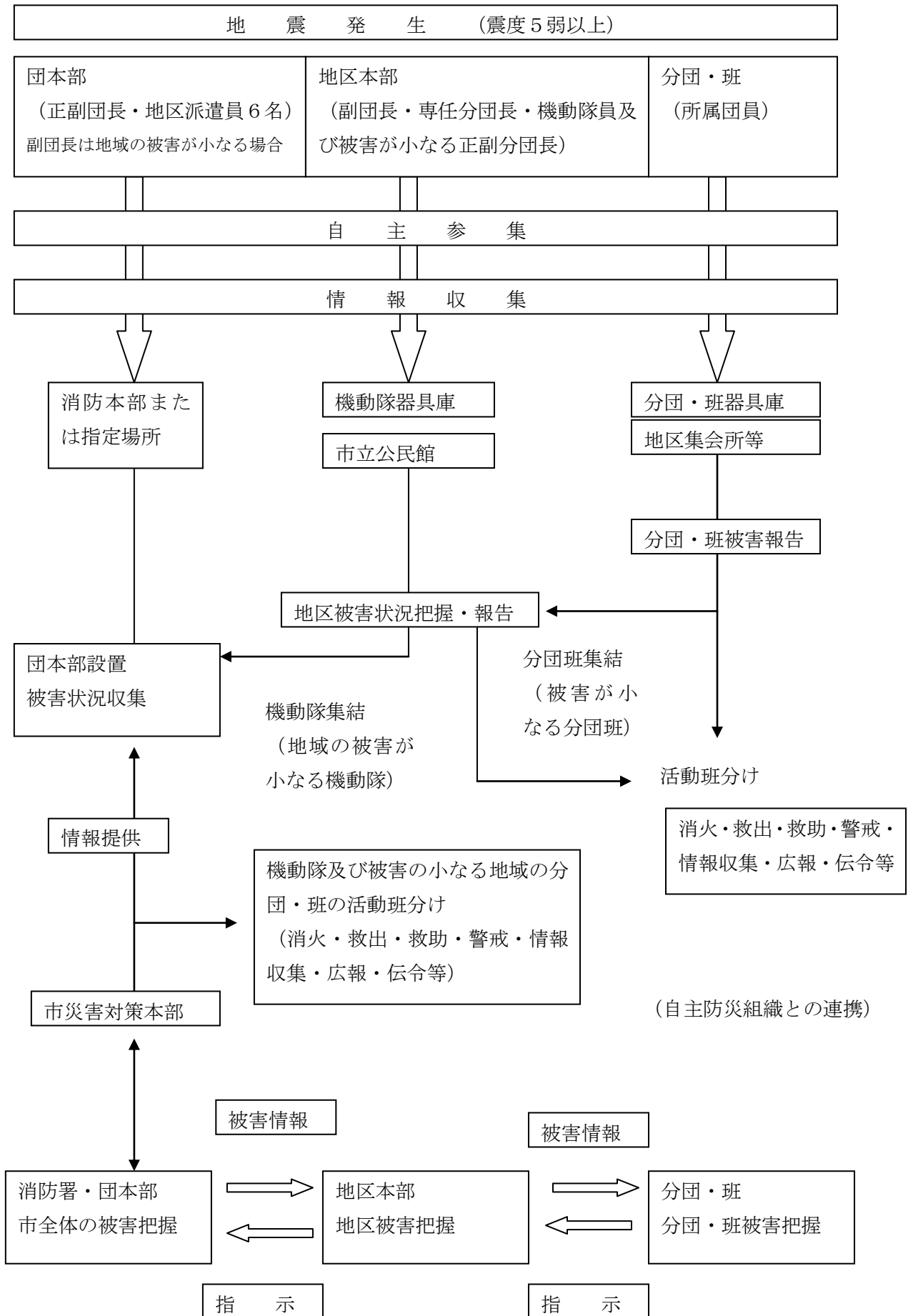
(2) 震災時の活動フローチャート



※ 災害対策本部・消防署・団本部間の情報収集や指示については各市立公民館の設置の防災無線も有効に活用すること



(3) 地震発生時の隊の編成



(4) 消防団員の行動指針

ア 団員

「自分の身は自分で守る」という基本から

自分自身の安全を確保し、家族、職場の同僚の安否確認をおこなったのち各分団・班の器具庫に向かう。

道中、周囲の状況を確認、把握しながら向かい、分団・班器具庫にて状況を正副分団長及び上級階級者に報告を入れ、図上や黒板に書き込みをする。

器具、機材を整え出動準備をする。

以後、正副分団長及び上級階級者の指示に従う。

二次災害には十分注意し、行動には日頃の訓練を生かし、自信と誇りを持って行動する。

イ 正副分団長及び上級階級者

分団・班管轄内の状況を確認、把握し所属分団・班に向う

器具庫に着いたならば各団員からの情報をまとめる

団員を効率よく配置させ、車両等を有効に使い出動させる。

同時に分団・班管轄内の把握ができたならば

出動団員数、現在の状況、分団・班管轄内の被害状況等を伝令を使い、地区本部に報告を入れ指示を仰ぐ。

指示が仰げない場合は、

正副分団長及び上級階級者は刻一刻と変わる状況を把握し、地区本部、団本部の指示が無くても、自主防災組織と隣接分団・班との連携を図り、

分団・班の総力を持って震災の対応にあたらせる。

ウ 地区本部（副団長及び専任分団長・機動隊長）

地区本部を設置する

地区内の市立公民館等と連絡を密にし、被害状況の情報収集につとめ、各分団・班から上がってきた情報をまとめ、地域内の分団・班の状況を把握し、分団・班に関係なく効率的に配置させる。

同時に地域内の把握が出来たならば、伝令等を使い団本部に報告をいれる。（防災無線の有効活用）

副団長及び上級階級者は、情報、目視による監視を元に、自信をもって指示し、地域の総力をもって震災の対応にあたる。

以後、団本部・署の指示に従う

エ 正副団長

団本部設置のため、召集とし、

団長及び上級階級者の指示に従い、

本部員を効率よく配置し、情報収集につとめる

災害対策本部、署と連携をとり、震災の対応にあたる。

(5) 震災時の心得、行動

震災は全ての人々が被災者である。

ア 団員の震災時の心得、行動

- ① 団員は、震災時に有効かつ敏速に行動できるように、日頃から防災意識を持ち、自分の身は自分で守り、大切な人を守るために、日頃から話し合い、防災対策を万全にしておく。

- ② 参集方法は、大きな揺れを感じた時、テレビ・ラジオ等で震度5弱以上を知り、多大な被害が予想される時とする。
服装は、火災時と同様で活動しやすい服装とする。
移動方法は、徒歩、自転車、バイクを原則とする。
- ③ 分団・班の器具庫に向う道中は、目視による監視につとめメモを取りながら向かい、交通機関の状況、川や橋、高圧線、崖崩れ、液状化現象、倒壊家屋、火災等の状況を把握し、情報として分団・班に持ち寄る。
- ④ 日頃から地域住民、自主防災組織との話し合いの場を持ち、役割を分担化し、消防団はその特性を生かし行動する。
- ⑤ 余震に備え、車両、必要機材を器具庫から屋外に移す。
- ⑥ 器具庫に集合したのちは、自主防災組織との連携を図るため、必要機材を持って地区集会所等（一時避難所）へ移動する。
- ⑦ 初動状態では、団本部・地区本部からの指示も出ないので、正副分団長及び上級階級者の指示に従い安全をもって行動する。
- ⑧ 指示により各部署に分かれて行動する際は、リーダーを決めリーダーの指示に従う。（一人では行動しない、二名以上で行動する）
- ⑨ 分かれて行動する際は、トランシーバー、携帯電話での通話、メール等の交信が可能かテスト送信を試みる。
- ⑩ 突発の依頼、判断しかねる場合には、正副分団長若しくは上級階級者の指示を仰ぐこと。
- ⑪ 災害現場では、互いを気遣い声を掛け合う。

イ 正副分団長、部長・班長の震災時の心得、行動

- ① 日頃から震災時の行動や想定訓練を行い、マニュアルに従い行動出来るように、日頃から団員と防災意識を高めておく。
- ② 団員の管理者として、団員の安全管理、平常心をうながし行動させる。

- ③ 余震に備え、器具庫内、団員の安全管理も考える。
- ④ 器具庫では、団員から得た情報をまとめ、図上、黒板等へ書き込み団員と共に情報を共有する。
まとめた情報を元に団員を配置し、震災に対応する。
その際、器具庫又は地区集会所には待機の団員、情報処理を行う者を残すこと。
- ⑤ 地区本部に情報を伝える。
指示を仰ぎ、指示、行動する。
交信できない場合、伝令を有効に使い被害状況、現在の状況を地区本部に伝える。
- ⑥ 地区本部や団本部の指示が仰げない場合
まとめた情報、目視による観察から団員を配置し自身をもって指示を出すこと。
- ⑦ 自主防災組織との連携や隣接分団・班との連携を図る。
- ⑧ 震災から日がたち、団員の疲労状態、健康管理に気を配り、ローテーションや交代制にして健康管理にも気を配る。
- ⑨ 器具庫においても団員の飲料水や食料の備蓄をしておくよう心がける。
- ⑩ 突発の依頼や判断しかねる場合には、地区本部に連絡を入れ指示を仰ぐようにする。
- ⑪ 災害現場では、二次災害に気をつけ、署との連携を図り協力体制を図れるようにうながす。
- ⑫ 被害の小なる地区の正副分団長は、地区本部へ参集する。

ウ 地区本部（副団長・専任分団長・機動隊長）の震災時の心得、行動

- ① 日頃から震災時の行動や想定訓練を行い、団員一人一人、マニュアルに従い行動できるようにし、日頃から団員と防災意識を高めておく。

- ② 地区本部を設置したら情報収集に努め、携帯電話や伝令にて伝えられた情報を署と情報を共有し、伝令を使い現在の情報、状況を団本部に伝える。
- ③ 携帯電話の通話テストを行う。
- ④ 分団・班から状況ごとに質問や相談が上がってくると思うが、これまでの経験や知識を活かし自信を持って対応すること。
判断に迷う時は、署・団本部に連絡を入れ指示を仰ぐようにし、刻一刻と変わる状況や突発の依頼等も団本部に連絡を入れ指示を仰ぐ。
- ⑤ 地区本部設置後、管轄内の情報収集、情報の共有を行う。
指定避難所である市立公民館等での情報収集も有効
- ⑥ 団本部への被害状況の報告や応援要請等、指示・報告については、各市立公民館設置の防災無線を積極的に活用する。(他の行政機関も使用するの、相互に配慮する)
- ⑦ 団員の安全、健康管理にも気を配る
- ⑧ 管轄地域内の分団・班の被害状況を把握し、分団・班に関係なく効率よく配置させる。
- ⑨ 被害状況により、団本部に対し、他地域からの応援を要請する。
- ⑩ 機動隊は、管轄地域内の被害が小さい場合、消防署へ参集する。
- ⑪ 他地域への出動指令が出る場合もあるので、地理を常日頃から熟知しておくようにし、他地域の地図等も用意しておく。
- ⑫ 被害の小なる地域の副団長は、団本部に参集する。

エ 団本部（団長・副団長）の震災時の心得、行動

- ① 震災マニュアルを確認し、署、市対策本部との連携をとる。
日頃から防災意識を高め、災害時に速やかに行動できるようにしておく。
平常心を保ち、冷静、沈着に心がけ、対応、判断を下すこと。
迷う時は、相談、話し合い最良の行動を促す。

- ② 正副団長は、団本部設置のため、三木市消防本部へ参集する。ただし消防対策本部設置場所に準じる。なお、副団長は、地域の被害状況を把握し、被害が小なる場合に団本部へ参集する。
- 参集不能の場合は、直近の部所とする。
- 参集方法は、大きな揺れを感じた時、テレビ、ラジオで震度5弱以上を知り、多大な被害が予想される時、市の広報等で知った時とし、服装は、火災時と同様で活動服とする。
- 移動方法は、徒歩、自転車、バイクを原則とする。
- ③ 参集時には、周囲の状況等をメモを取りながら向かい、参集場所に集まる。
- ④ 参集場所に集まったならば、本部設置の準備をし、署の行動を把握し、情報収集につとめ、以後集まる団本部員との情報の共有把握できるように図上や黒板等に書き込みを入れる。
- ⑤ 同時に各地区本部と連絡を行い、本部所在地を報告し、被害状況等の情報を集める。
- ⑥ ある程度の人員が確保できたならば、団長もしくは上級階級者の指示の元、各部署に配置する。(災害対策本部への派遣、本部情報処理員等)
- ⑦ 各地区本部管轄地の被害状況を把握し、地区本部からの応援要請や団のない地域をも含め、市消防団として適正に部隊を配置する。
- 参集した機動隊の部隊編成を速やかにおこなう。また、被害の小なる地域の分団・班の部隊編成も併せて行う。
- ⑧ 活動中の団員の安全確保を促し、二次災害の無いようにし、団員、本部員の体調管理に十分注意し、交代制等の処置をとる。
- 災害時は、団員も被災者であり、家族への心配や疲労等で精神的にも不安定になりがちなので、仲間同士で気遣い、声を掛け合い、励ましあって互いにアフターケアに心がける。

(6) 倒壊家屋救出要領

地震で家屋が倒壊し、梁等に人が挟まれています。このような場合の救出を考えてみましょう。

収容物の除去や移動をするために必要な資器材は、ハンマー・かなづち、斧、のこぎり、スコップなどが考えられます。てこを利用して持ち上げる場合は、太さが10センチ角以上の亀裂が入っていない柱、太さが5センチ以上の鉄パイプ、支点となる堅い角材などが必要です。

また、自動車用のジャッキがあれば活用することもできます。

救出活動をする時は、軍手など手袋やヘルメット・帽子などを着用し自分の身を守ることも必要です。

倒壊現場付近では、何時どのような形で火災が発生するかわからないため、事前に消火器や水バケツなどを用意しておきます。

※ 水道管の破損等により、消火栓から水利を確保するのが困難な場合もあるため。

また、倒壊建物のガスの元栓や電気のブレーカーを切ることも大切です。

ア 救出の手順

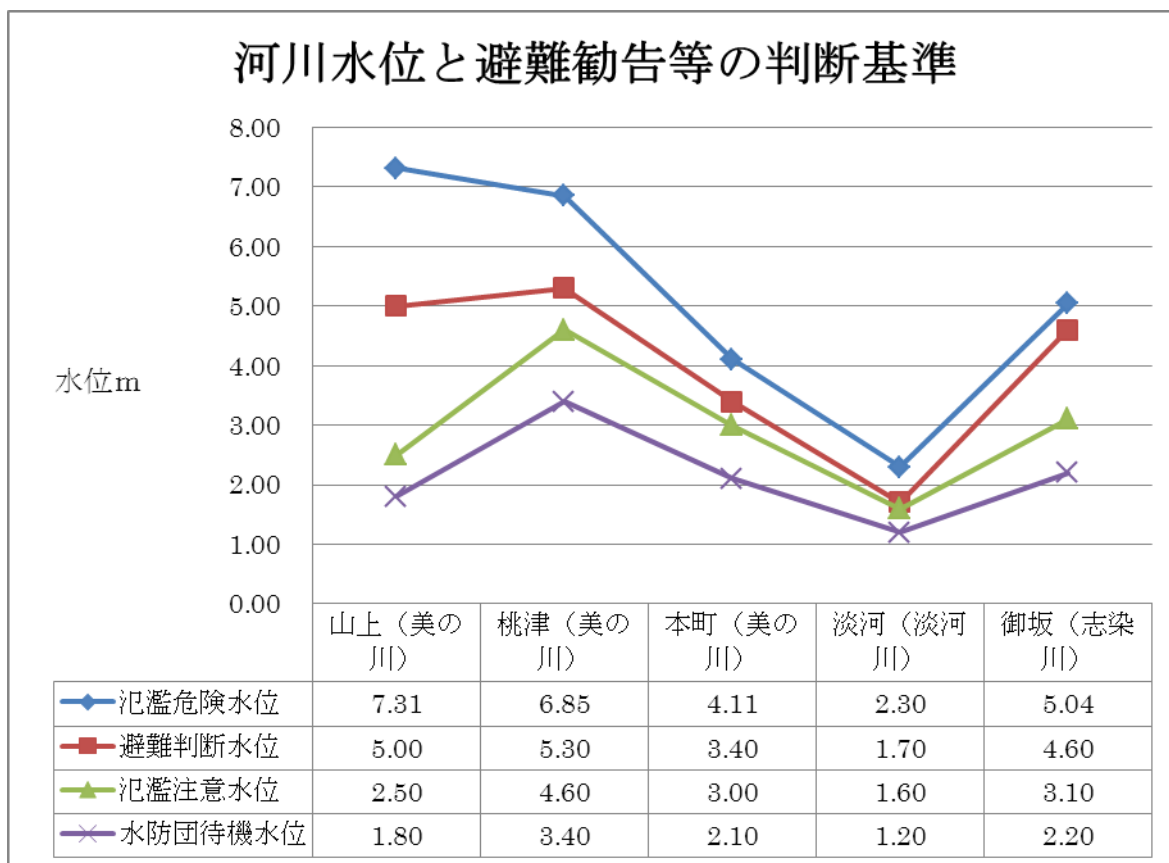
- ① 挟まれている人に声をかけ、安心感を与えます。怪我の有無や程度を確認します。挟まれている人の人数も確認して下さい。
- ② まわりに障害物があるときは、瓦・木片・トタン、ガラスなどの軽量なものから除去して下さい。重いものを取り除く場合は、複数の人で対応し、挟まれている人の安全を図りお互いに確認をとりながら行って下さい。取り除いたことで再び崩れないようロープなどで支持・固定するなど注意も必要です。
- ③ 持ち上げる場合は、てこの原理を利用して、隙間を作り、痛みを和らげるようにします。
- ④ てこに使う支点は、角材等の堅く安定感のあるものを使用します。持ち上げてできた空間が崩れないように角材等で補強します。

- ⑤ 隙間があれば、てこの代わりに自動車用ジャッキを使って持ち上げます。
- ⑥ 空間ができれば挟まれた人を救出しますが、挟まれた人を無理に引き出そうとせず、様子を見ながら救出して下さい。絶えず声をかけ、けがの状態を確認しながら救出します。

イ 救出の注意点

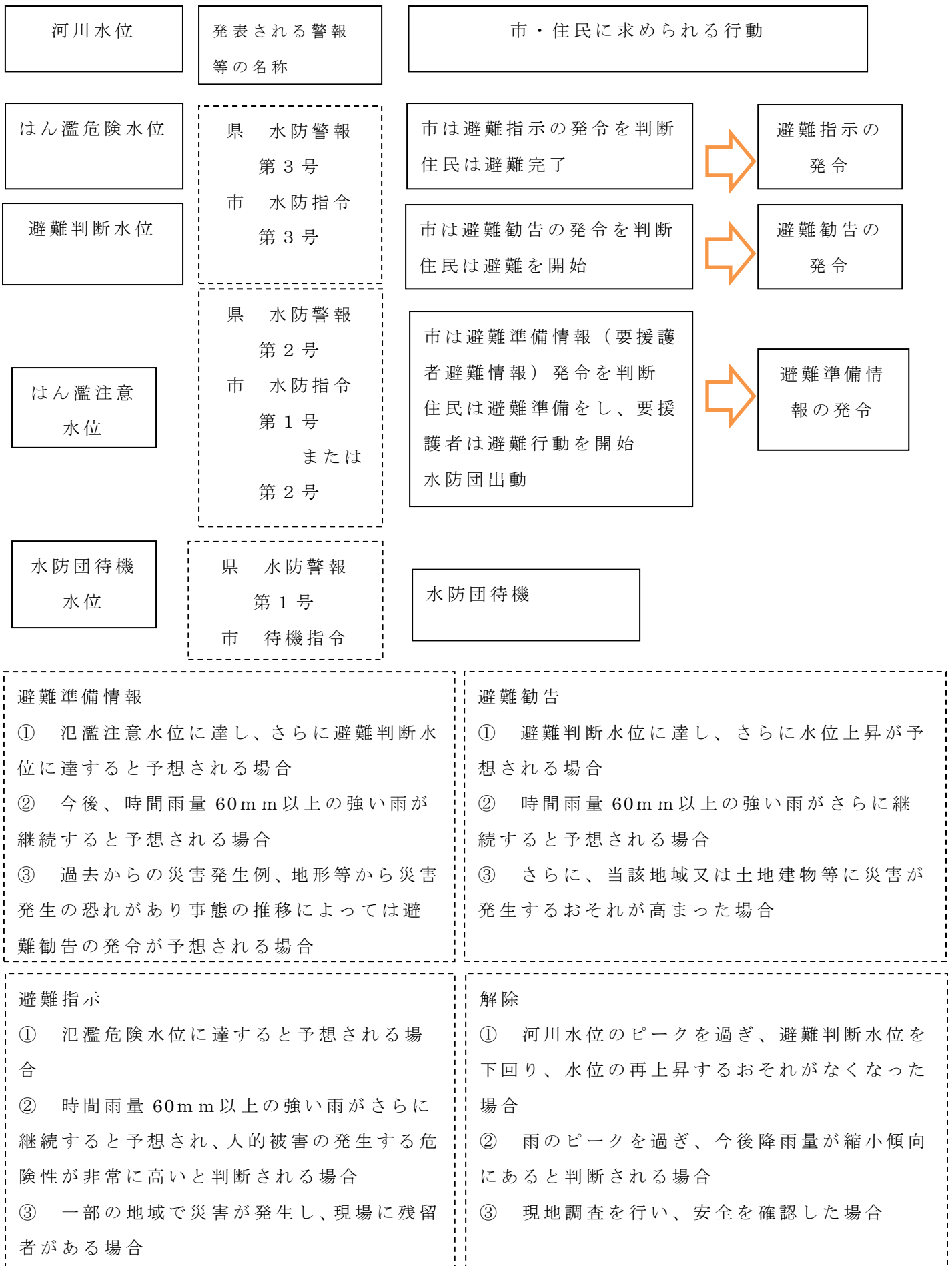
- ① てことして使う角材の太さは、10センチ角以上の亀裂が入っていない柱がいいでしょう。
- ② 鉄パイプは、太さ5センチ以上で、長すぎるものは曲がりやすいため2～3メートル程度のものがいいでしょう。
- ③ 持ち上げる高さは、救出に必要なスペースとし、崩れ防止の措置をします。
- ④ 柱などを切断する場合は、切断部や先端が他に影響しないよう注意する必要があります。
- ⑤ 救出しなければならない人が複数いる場合は、人命の危険が切迫している人を優先し、救出作業が容易な人から救出します。

(7) 水害時における河川水位と避難勧告等の判断基準



対象地域	
山上 (美の川)	市野瀬、毘沙門、金会、稲田、大沢、大畑、貸潮、鍛冶屋、渡瀬、古市、有安、出晴、山上、長谷、上松、久次、里脇、槇、大島、笹原、南畑、殿畑、楮原、東、馬場、東中、西中、桃坂、高篠
桃津 (美の川)	桃津、金屋、佐野大柿、細川中上、細川中、西、久留美、与呂木、跡部、岩宮、東條町、平山
本町 (美の川)	平山、岩宮、東條町、跡部、滑原、新宿、末広、上町、神明、丸一、大開、下町、大村、前田、平田、栄町、近藤、和田、正法寺、高木、西這田、花尻、石野、下石野
淡河 (淡河川)	戸田、御坂、細目、井上、志染中、安福田、東吉田、吉田、宿原、大塚
御坂 (志染川)	戸田、御坂、細目、井上、志染中、安福田、東吉田、吉田、宿原、大塚

(8) 水害時における河川水位と避難行動等の関連図



5 感染症等に伴う活動

(1) 発生段階に応じた活動については、次のとおり定める。

発生段階	状態	業 務	
		優先度の高い業務	優先度の低い業務
		消火・救助・災害防 御等	訓練、予防活動、啓発活動等
【第一段階】 海外発生期	海外で感染症等が発生	通常どおり活動を行う (状況により、機動隊を中心に出動区域の拡大等)	通常どおり業務を行う
【第二段階】 国内発生早期	国内で感染症等が発生		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 優先度の低い業務の内、少人数かつ公衆の出入りする場所以外で実施するものについて業務を継続する。 ◎ 発生地が兵庫県の場合、業務を停止する。
【第三段階】 感染拡大期 まん延期 回復期	国内で感染症等が流行開始 国内で感染症等が大流行している（パンデミック期）		業務を停止する。
【第四段階】 小康期	国内において大流行の波が一旦収束しているが、第2波、第3波が到来する可能性がある		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 兵庫県内において小康状態となった場合、優先度の低い業務のうち、少人数かつ公衆の出入りする場所以外で実施するものについて業務を再開する。 ◎ 近畿圏内において小康状態となった場合、通常通り業務を行う。

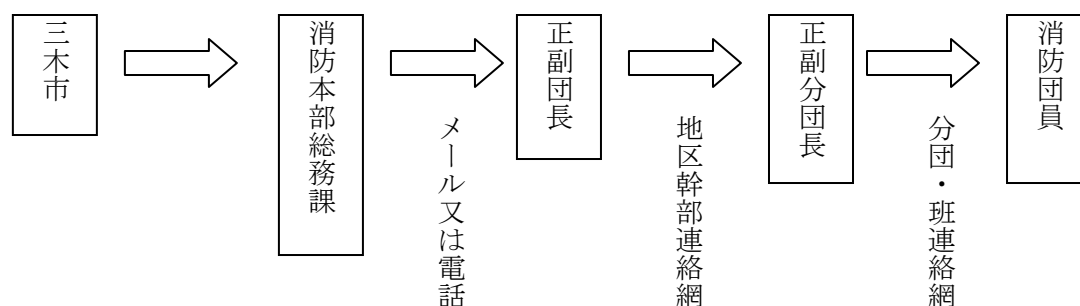
(2) 第二段階及び第三段階が兵庫県内の場合における出動態勢について

災害種別等	出動態勢
建物炎上火災 広範囲の林野火災	発生地を管轄する全分団及び機動隊
上記以外の火災	発生地の方団及び機動隊
自然災害	発生地を管轄する全分団及び機動隊 (発生規模により出動分団を縮小)
捜索活動	活動規模により出動する分団を決定
団組織の無い地域での災害	発生規模により出動する機動隊及び分団を決定
消防署が救急対応等での出動態勢が手薄な状態での災害	発生規模により出動する機動隊及び分団を決定 (管轄区域外への出動要請)

(3) 感染症等の発生時の体制確保

ア 関係機関との連携

- ① 感染症等の発生に関する最新情報や三木市の対策などについては、正副団長への情報提供を随時実施する。
その方法は、電子メール又は電話にて消防本部総務課が行う。
- ② 正副団長は、必要により正副分団長を通じ所属分団・班員へ周知すること。
- ③ 連絡体制については、次のとおりとする。

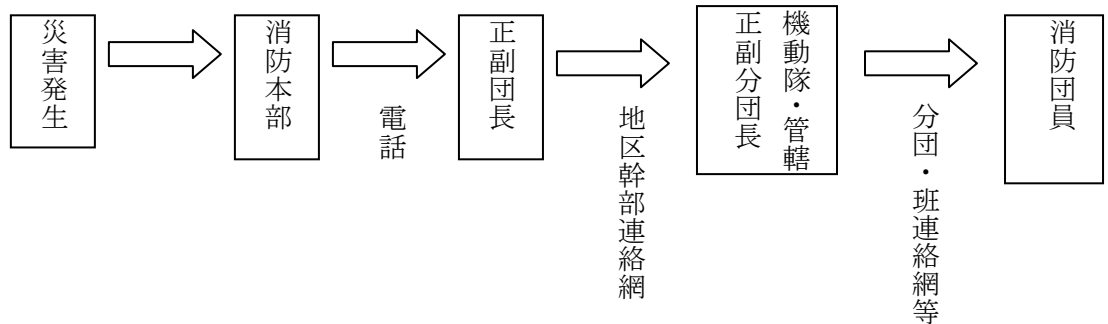


イ 団員の確保

- ① 災害発生時の連絡体制
災害発生時の連絡体制は、発生地を管轄する副団長を通じ分団又

は機動隊の出動を要請する。管轄地を越えて出動要請する場合は団長を通じ関係副団長へ出動を要請する。

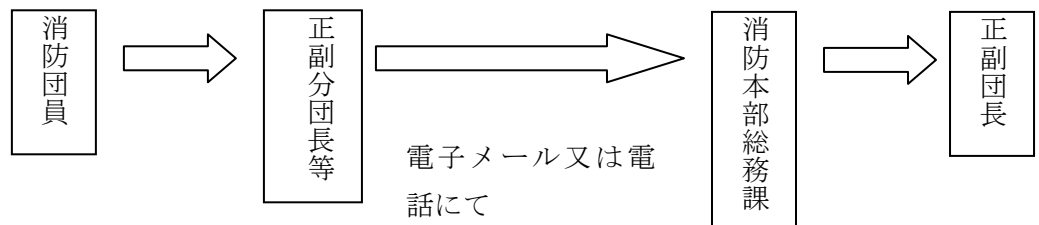
ただし、正副団長への連絡が取れない場合は、専任分団長、機動隊長の順で出動を要請とする。



③ 出動できない団員の把握

出動可能な団員の状況を把握するため、出動できない状況が生じた団員は、所属の正副分団長等に随時連絡を行なう。

正副分団長等は、所属団員の出動可能な団員の状況について随時、消防本部総務課へ連絡を行う。



ウ 出動区域の拡大

消防署が救急対応等で出動態勢が手薄な状態での災害が発生した場合や、団員の6割以上が出動できない状況が生じた場合には、災害対応に必要な団員確保のため、管轄区域は三木市全域とする。

出動要請にあつては、正副団長又は消防本部の指示により出動すること。

エ 出動を免除する消防団員

- ・ 本人又は家族が感染し、又は感染した疑いのある消防団員
- ・ 日常従事する職業がある者において、感染症等の発生時には、消防団活動よりも優先的に当該業務を継続させる必要のある消防団員

(例) 医療従事者、公共サービス（交通・通信・電気・食料・水道など）、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売・運搬等に従事者など

オ 命令系統

命令系統は、階級順とし、上位の者が欠けるときは、その下位の者が行う。

同階級の者は、任用期間の長い者が行う。

団長⇒副団長⇒専任分団長⇒機動隊長⇒分団長⇒

⇒副分団長⇒部長⇒班長⇒団員

(4) 団員の感染防止（新型インフルエンザ対策から）

現段階では、感染経路は特定されていないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されており、基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。空気感染の可能性は否定できないものの一般的に起きるとする科学的根拠はないため、空気感染を想定した対策よりもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要であると考えられる。

1) 飛沫感染

○ 飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

2) 接触感染

○ 接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

（参考）空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

① 日常の感染防止については、団員の自己管理により感染防止を行う。

感染症等の感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。

有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

- ・ 対人距離の保持
- ・ 手洗い
- ・ 咳エチケット
- ・ 職場の清掃・消毒
- ・ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

1) 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、対人距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。

(目的)

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・ 通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

(方法)

- ・ 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

2) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。

(目的)

- ・ 本人及び周囲への接触感染の予防

(効果)

- ・ 流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

(方法)

- ・ 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・ 手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

3) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケットである。

感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

(目的)

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・ 咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。

(方法)

- ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

② 災害出動時の感染防止

災害出動時には、多数の人間に接することになる場合もあることから、感染防止のためマスクを着用し、他の者から1～2メートル程度の距離を保つなど、自己防衛することが望ましい。

出動後、器具庫等への帰還時や帰宅時には、うがい、手洗い等の対策をとること。

(5) 教育

感染症等の発生時においても、消防団は災害出動等の業務を継続する必要があることから、国・県・市における感染症対策について、速やかに消防団員に周知を図る。

(6) その他

この計画は、国・県・市の対策の状況を踏まえ、必要に応じて適時見直しを行う。

参考事項（新型インフルエンザ対策から）

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これは世界保健機関（WHO）が宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、我が国の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定めたものである。この段階については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、新型インフルエンザ対策本部が決定する。

なお、5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については国が判断して公表する。都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断するものとした。政府、地方自治体、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

発生段階 状態

前段階（未発生期） 新型インフルエンザが発生していない状態

第一段階（海外発生期） 海外で新型インフルエンザが発生した状態

第二段階（国内発生早期） 国内で新型インフルエンザが発生した状態

第三段階 国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
感染拡大期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

まん延期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態

第四段階（小康期） 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

新型インフルエンザの流行による被害想定

○ 新型インフルエンザが流行した際には、全人口の約25%が発症し、医療機関を受診する患者数は最大で2,500万人になると想定されている。

また、過去に流行したアジア・インフルエンザやスペイン・インフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は53万人～200万人、死亡者は17万人～64万人となる。また、地域差や業態による差があるものの、従業員本人や家族の発症等により、従業員の最大40%程度が欠勤することも想定される。

しかし、これらはいくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生すると考えられている新型インフルエンザが、どの程度の病原性や感染力を持つかどうかは不明である。人口密度の高い地域においてはより多くの人々が感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられている。

流行による社会への一般的な影響は次のものが想定される。

- ・ 膨大な数の患者と死者
- ・ 社会不安による治安の悪化やパニック
- ・ 医療従事者の感染による医療サービスの低下
- ・ 食料品・生活必需品等、公共サービス（交通・通信・電気・食料・水道など）の提供に従事する人の感染による物資の不足やサービスの停止
- ・ 行政サービスの水準低下（行政手続の遅延等）
- ・ 日常生活の制限
- ・ 事業活動の制限や事業者の倒産
- ・ 莫大な経済的損失